

○総務省告示第三百四十一号

電波法施行規則の一部を改正する省令（令和七年総務省令第九十六号）の施行に伴い、平成十八年総務省告示第六百号（小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件）は、令和七年九月三十日限り廃止する。

令和七年九月三十日

総務大臣 村上誠一郎